

第1234回 高知市教育委員会 4月定例会 議事録

1 開催日 令和2年4月23日(木)

2 教育長開会宣言

3 議事

日程第1 会議録署名委員の指名について

日程第2 市教委第29号 令和3年度使用高知地区教科用図書に係る高知地区教科用図書採択協議会への諮問について

日程第3 市教委第30号 高知地区教科用図書採択協議会委員の委嘱等について

日程第4 市教委第31号 高知市特色ある学校づくり・地域連携推進事業実施校選定審査会委員の委嘱等について

日程第5 市教委第32号 高知市いじめ防止等対策委員会委員の委嘱について

日程第6 市教委第33号 高知市教育研究所運営委員会委員の委嘱等について

日程第7 市教委第34号 高知市教育支援委員会委員の委嘱等について

日程第8 市教委第35号 高知市少年補導センター運営委員会委員の委嘱等について

日程第9 市教委第36号 令和2年5月1日付け事務局等職員の人事異動について

報告 ○新型コロナウイルス感染症に係る対応について

○いじめ案件について

4 出席者

(1) 教育委員会	1 番教育長	山 本 正 篤
	2 番委員	谷 智 子
	3 番委員	西 森 やよい
	4 番委員	野 並 誠 二
	5 番委員	森 田 美 佐
(2) 事務局	理事	貞 廣 岳 士
	教育次長	弘 瀬 健一郎
	参事スポーツ振興課長事務取扱	永 野 哲 也
	教育政策課長	島 内 裕 史
	学校教育課長	溝 渕 隆 彦
	学校教育課教育企画監	平 井 千加子
	教育環境支援課長	岩 原 圭 祐
	生涯学習課長	谷 脇 聖 児
	人権・こども支援課長	山 中 浩 介
	人権・こども支援課生徒指導対策監	中 井 昭 秀
	少年補導センター所長	西 澤 勇 司
	図書館・科学館課長	高 石 敏 子
	高知商業高等学校事務長	池 上 哲 夫
	教育研究所長	近 森 夏 彦

民権・文化財課長
教育政策課長補佐
副参事課長補佐事務取扱
学校教育課指導主事
学校教育課指導主事
教育政策課総務担当係長
教育政策課主任

山岡奈穂子
濱田光
西田尚弘
入江洋
森岡亮
神岡純子
西村夏海

1 令和2年4月23日（木） 午後3時～午後5時30分（たかじょう庁舎5階北会議室）

2 議事内容

開会 午後3時

山本教育長

ただいまから第1234回高知市教育委員会4月定例会を開会いたします。

日程第1 会議録署名委員の指名を行います。

会議録署名委員は谷委員、よろしくお願いいたします。

谷委員

はい。

山本教育長

それでは、議案審査に移ります。

日程第2 市教委第市教委第29号「令和3年度使用高知地区教科用図書に係る高知地区教科用図書採択協議会への諮問について」、日程第3 市教委第30号「高知地区教科用図書採択協議会委員の委嘱等について」の議題でございますが、この2案件につきましては8月末までの間、時限秘の内容となっておりますので秘密会といたしますがよろしいでしょうか。

委員一同

—————【は い】—————

山本教育長

日程第2 市教委第29号「令和3年度使用高知地区教科用図書に係る高知地区教科用図書採択協議会への諮問について」を議題とします。事務局から説明をお願いします。

学校教育課長

市教委第29号「令和3年度使用高知地区教科用図書に係る高知地区教科用図書採択協議会への諮問について」を説明させていただきます。昨年度は小学校の方で採択をしていただきありがとうございました。今年度はこの中学校版ということになります。よろしくお願いいたします。

議案紙の2ページをご覧ください。ここにありますのが趣旨となります。義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第12条の規定に基づき定められた高知地区内の、中学校において使用する教科用図書を採択するため、高知市教育委員会として、「令和3年度使用高知地区教科用図書調査研究方針」を定め、高知地区教科用図書採択協議会に諮問するものです。来年度から使用する中学校の教科用図書、全ての種目、16種を採択するためのものです。

右肩に、市教委第29号と記した資料の3ページをご覧ください。先程申しました「令和3年度使用高知地区教科用図書調査研究方針」案として4点の方針を挙げております。この調査研究方針を基にしまして、専門調査を行うこととなります。この後審議をいただきたいと思います。

4ページをご覧ください。先ほど申しました本市教育委員会から高知地区教科用図書採択協議会に教科用図書を採択するため、調査研究を行い、3種を選定するよう諮問するものでございます。これについてもこの後審議をお願いします。

5ページをご覧ください。採択の仕組みについて昨年度小学校と同様でございます。ここにありますように、少し簡略化しますが、①諮問②委任③報告④答申⑤採択という流れとなります。

6 ページをご覧ください。今後の予定を少し説明させていただきます。「高知地区教科用図書採択協議会及び中学校教科用図書調査研究委員会等の日程」でございます。左側欄が教科用図書採択協議会の日程、右側が調査研究委員会の日程となります。教育委員の皆様には、7 月に臨時教育委員会の設定を行い、採択審議を行っていただく予定であります。

資料3 ページから6 ページまでの内容につきまして、ご審議いただきますようよろしくお願いいたします。

山本教育長

昨年の小学校と全く同じ流れということでございますけれども、この件に関して、質疑等はございませんか。

西森委員

基本的には、流れを承知しているつもりでございます。もう検定を通った教科書から採択ということになるのだろーと思います。お聞きしたい点というのは、両方とも同じ問題意識ですが、電子化にどれぐらい対応されているのかという点で、電子黒板の導入やタブレットの導入が間違いなく加速化していきますし、最悪の想定で言うと、来年も子供たちが学校に出て来ることができない場面がある可能性もあると思います。そうすると、今までのような紙の教科書を、学校で先生が教授するという前提でのものではいけなくなる可能性があると思っています。極めて悲観的な想像ではありますがけれども、そのときに、例えば子供たちがタブレットを持っていて、なんとか連動できるというか、そういったものというのは、何か文科省で今後に向けて用意されているのかどうかという点です。検定を受けた教科書が、実は既にそういうふうに各自のタブレットに反映されて、何ページと言えば開くようなことになっているのであれば、恐らくそれを使っていけるだろうと思いますけれども、そういった点で、今、教科書はどれぐらい整備が進んでいるのかという点が知りたいのと、それを踏まえて今年は教科書の採択をしていただきたいという、お願いというほどでもございませんが、そういった発言でございます。お願いします。

学校教育課長

一つは今回、臨時休業が続いていることにつきましては、想定外の出来事でもあるということで、これに伴った特別な手立てが時期的には少し厳しかったのではないかと、というのが感想としてあります。なお、昨年度の小学校にもありましたようなQRコードであるとか、いわゆる電子黒板であるとか、デジタル教科書対応、タブレットについては前回では数年の計画であったものが、文科省も前倒しで、それは今回のコロナ対応ということもあると思いますので、そういう面では物的な物の前倒しはありますけど、それと教科書とが更につながっているというところには、なかなかそこまでいっていないのではないかと思います。今までの流れの中で、電子化は確かにしていますけれども、あとは我々がどのように、そこをつないでいくかというところになってくると思います。はたまた、検定用に、今までの基準から家庭でできるようにというところのレベルアップにおいては、その準備はできていないと今のところは感じています。

弘瀬教育次長

昨年、小学校の教科書検定をしていただいたときに、いわゆるデジタル教科書がどういうものかというのは、特に気にしないで選定していただいたと思いますが、教育長の意向の中で、中学校の教科書検定のときには、一定そのデジタル教科書ができていればという前提ですけれども、どのようなものなのかということも、併せて見ていただくような形で進めていけばどうかと考えています。

山本教育長

一つは今回のコロナ対策で、補正予算が27日に国会で出されて、30日には採択されるのではないかとされています。その中にはGIGAスクールの関係で、本来であれば令和元年度の補正予算の中で、小学校6年と中学校1・2年が入れるようになっていましたけれども、それ以外の分についても、本来4カ年計画で入れる予定だったものが全て補正予算の中へ盛り込まれています。国

が国費で整備をするという、児童生徒数の3分の2に当たるタブレットが、今年度中に全て学校に入る形になります。高知市も5月に臨時会を行いまして、それについては予算化をした上で調達をしたいと考えています。

あとは、それを使つての家庭での授業となりますと、家にWi-Fi環境があるのかどうなのかというところが大事になってきます。実は、Wi-Fiルーターについても、国の方では支給するという予算が入っていますが、機器を支給されても通信費用は家庭持ちということがあり、今回、高知市では手を挙げていません。結局、その通信費用の方が高額になりますし、特にそういった家へ持って帰らせること自体、まず、機器自体の選定ができていませんので。ただ、おっしゃっていただいたように、これから後、どんな形か分からないですけど、また学校が長期休業事態になるというのは当然考えておかなくてはなりませんので、何らかの、そのときの対応策というのは考えていく必要があると思います。

新聞にも載っていましたが、県教委が、市教育も協力をしながらですが、YouTubeへ授業動画をアップするという事で、明日撮影に入るという用意をしています。ただ、やはりそれについても、家で見られる家庭、見られない家庭があるということで、そこに対する批判というもの、早くも県教委が新聞発表するだけで、いろいろ県教委に対して意見が出てきているような状況がありますので、そこをどうするかというところです。いろいろやはり課題はありますので、最終的には、例えば教材と認めれば、修学援助費で全ての家庭に対して、タブレットを用意する費用というのを公費で見るというのも、将来的にはそういう方向になるようです。通信費用についても、一定場合によれば、援助ができるような制度になるのではないかと思います。あと、教科書についても、印刷して全ての子供に配るというのは結構お金がかかっていますので、デジタル化ができれば、印刷費用含めて相当な費用負担の軽減ができます。国はそこも視野に入れた動きをしていて、一人1台タブレットという言い方をしているということを、今回のGIGAスクールの説明の中でも言われていました。そこも見据えた動きの一つがGIGAスクールであると言われていましたので、将来そのようになってくると思います。

ただ、先生方がいかにそういう機器を使って、子供たちに授業をしていくかというのは、これまでにない、目の前に子供がいない中での授業スキルとか、いろんなものが求められてくることになると思いますので、それをどうするかということが、これからの課題ではないかと思います。

西森委員

全ては治療薬が開発されるなり何なりで、社会生活が早期に戻ればと祈るような気ではないわけですけど、歴史を振り返ったら、あの10年は暗黒だったとなる可能性も否定はできない、10年で済むかどうかということも思ったりするわけなので、子供たちにとっては本当に失われた1年にならないようにと思ってしまう。本当に、日頃から教育委員会の皆様方のご努力に頭が下がるばかりでございます。

山本教育長

コロナの関係については、報告とどのような対応を考えているのか、後からまたご説明をさせていただきます。よろしくお願いします。

ほか、質疑等はありませんか。

森田委員

先ほどのお話を踏まえたところで私も思ったのが、3ページの研究方針の3のところ、どんな状況にあっても教科書を見ていく中で、自発的に学習ができるかというところを見ていただいた方がいいのかなと思いました。今回の、それこそコロナの中で、私も一緒に子供と教科書を見たりしていますが、これを読んだだけでこの課題をやれというのは、無理ではないかななど思うことがあります。もし、一人で置かれたとしても、ある程度分かっているので、教科書会社で飛躍して課題になっているところとか、そうでもないところもあると思うので、そういうところをご覧いただいた

り、教科書会社によってはQRコードをいっぱい貼り付けているところ、やらないというところもありますけど、そういうところも見ていただけたらいいのではないかと思います。

細かいことですが、6ページ、日程の真ん中の研究委員会のところの第1回・第2回とありますが、ここに3時半からとあって、何時までなのかがありません。私が委員でしたら、予定などはあった方がいいと思います。

学校教育課長

分かりました。16時45分予定です。

山本教育長

ほかに質疑等はよろしいでしょうか。

委員一同

—————【は い】—————

山本教育長

ほかにご意見もないようですので、この件の質疑を終了し、採決に移ります。市教委第29号は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

委員一同

—————【異 議 な し】—————

山本教育長

ご異議なしと認めます。よって、市教委第29号は、原案のとおり決しました。

日程第3 市教委第30号「高知地区教科用図書採択協議会委員の委嘱等について」を議題とします。事務局から説明をお願いします。

学校教育課長

市教委第30号「高知地区教科用図書採択協議会委員の委嘱等について」を説明させていただきます。議案書の3ページをご覧ください。趣旨といたしましては、委員の新規委嘱及び任命に伴うものです。

資料1ページをご覧ください。採択協議会条例の第3条に、採択協議会の委員は、「教育委員会事務局職員、教育公務員その他学識経験者等のうちから教育委員会が委嘱又は任命する委員15人以内をもって組織する。」とあります。そこで、本条例に基づき、議案書の4ページに「高知地区教科用図書採択協議会委員」の案を示してございます。

新任といたしましては、合計12名となっております。それぞれが各専門性を有しており、適任であると判断しております。

ちなみに女性比率は15人中3人の20パーセントでございます。女性比率が低いとのご指摘を受けるのではないかと感じておりますが、ご説明させていただきますと、まず、中学校の場合はやはり教科性ということがありまして、校長会の時点でまず女性校長が少ないです。実枠2名。そのうち1名につきましては、教科書との関連性もあって該当しないということで実質1名。その1名は2番の依光校長先生が入っているわけですが、教科の中でいいますと1名。社会という教科になりますと、なかなか教頭先生の中でも女性というところは厳しい状況がありまして、このように男性が多くなっております。さらに、市P連の方ですが、今回会長が男性ということで、去年は副会長に女性がいたのですが、市P連の副会長が、今年コロナの関係もあり、まだ全てが決まっていないという状況の中で、唯一決めていただいたのがこの男性になります。さらに、事務局サイドで言いますと、11番の人権・こども支援課長が異動により女性から男性へということも今年はある、努力はしましたが、最終的には3名で本当に少ないですが、20パーセントということで、提案させていただきたいと思っています。以上で説明を終わらせていただきます。

山本教育長

この件に関して、質疑等はありませんか。

森田委員

この条例の第3条というのを拝読していますが、校長先生が原則といいますか、教頭先生もおられますが、例えば校長・教頭先生ではないけれども、ベテランの先生というのも選択の可能性がありますか。

学校教育課長

教育公務員ということですが、順番でいうと、教科性を見ながら校長先生から始まって、次に教頭先生ということで選択していつています。言われたとおり、専門性というところで、ベテランでしっかりしていればというところがあります。そうすると、先ほどの女性というところの話になってきます。

森田委員

もしかしたらベテラン先生とかでおいでになる可能性もあるかもしれないと、ちょっと思った次第でございます。

学校教育課長

順位性でいうと、管理職というところで考えたところがございます。また参考にさせていただきたいと思います。

谷委員

これは各教科、どういうふうになっていますか。

学校教育課長

担当教科で言いますと、国語が依光校長、社会が隅田教頭、数学が吉村校長、理科が補導センターの西澤所長、保健体育が城北中の松下校長、音楽が介良中の依岡校長、美術が不登校アドバイザーであります山中スーパーバイザー、技術・家庭が朝倉中の山田校長、外国語が春野中の近藤校長となっています。

谷委員

あと、人権面とか不登校カウンセラー、そういった視点からも入っているということですか。

学校教育課長

はい。そうです。

西森委員

先ほどのデジタルの話と同じ問題意識ですけれども、私のイメージで言うと、教科書図書採択協議会委員は偉い方という感じで、実務的に、現場にいる先生たちから、実際どうするかというお話をされるのは、80人もいらっしゃる図書調査研究委員会の先生方なのではないかと思います。やはりデジタル化の話は皆さんの中で相当関心が高いと思うので、恐らくその話題になると思いますが、私の希望的なことで言うと、図書研究委員会では、これはデジタル化しやすいとか、それこそYouTubeに載せやすいとか、動画にしやすいとか、そういった実務的な話の観点から意見を言っていて、その上でトップ15人みたいな方々でご承認されるというイメージですけど、そんなイメージでよろしいでしょうか。

学校教育課長

おっしゃるとおりでございまして、調査研究の方で、実務的に今現場で活躍されている教員の方の中から、子供のイメージを持って、今の話をトータルしたものを上の協議会に上げていくということになっております。

西森委員

分かりました。多分、やはり今の時代に即した方々、調査研究会がすごく大きな役割を果たされるのではないかと思ったものですから、期待を込めて発言させていただきました。よろしくお願いいたします。

学校教育課長

各教科とも充実したメンバーで、調査研究をしっかりとやっているところですので、よろしくお願いします。

山本教育長

ほかに質疑等はよろしいでしょうか。

委員一同

—————【は い】—————

山本教育長

ほかにご意見もないようですので、この件の質疑を終了し、採決に移ります。市教委第30号は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

委員一同

—————【異 議 な し】—————

山本教育長

ご異議なしと認めます。よって、市教委第30号は、原案のとおり決しました。

これで秘密会を解きます。

日程第4 市教委第31号「高知市特色ある学校づくり・地域連携推進事業実施校選定審査会委員の委嘱等について」を議題とします。事務局から説明をお願いします。

学校教育課教育企画監

市教委第31号「高知市特色ある学校づくり・地域連携推進事業実施校選定審査会委員の委嘱等について」を説明させていただきます。

趣旨としましては、高知市特色ある学校づくり・地域連携推進事業を実施する高知市立学校を選定するため、高知市特色ある学校づくり・地域連携推進事業実施校選定審査会委員を委嘱及び任命するものでございます。

ご審議いただく前に、高知市特色ある学校づくり・地域連携推進事業について、概要を説明させていただきます。本事業は、地域との連携や外部人材を活用するなど、特色ある教育活動に積極的・意欲的に取り組む学校を支援することを目的としており、学校長自らが5月中旬実施予定の審査会において、5名の審査会委員の前で10分間のプレゼンテーションを行い、質疑を受けます。その後、審査会委員の協議によって、実施校が選定され、決定された事業費が配当されるものとなっております。また、2月には、報告会を開催し、実施校の取組や事業の成果等について報告していただくこととしています。以上が、事業の概要です。

それでは、ご審議いただく内容について、ご説明申し上げます。審査会の開催に当たっては、高知市特色ある学校づくり・地域連携推進事業実施校選定審査会条例第3条に規定された5名の委員で構成することとなっております。5名の内訳としては、教育委員会事務局職員2名、高知市立学校の児童又は生徒の保護者の代表者1名、学識経験者1名、民間団体又は事業者の代表者1名と規定されております。

今回、委嘱又は任命いたします委員の皆様方は、資料6ページの表のようになっております。1番の委員は学識経験者、2番の委員は民間団体の代表者で、お二人とも前年度に引き続きとなります。3番の委員は高知市立学校の生徒の保護者の代表者で、今回が新任となります。4番及び5番の委員は教育委員会事務局職員で、前年度に引き続きとなります。なお、任期は、令和2年5月19日から令和3年3月31日までとしております。

また、男性女性の比率でございますが、3番と5番の2名の委員が女性であることから、今回は女性の割合が40パーセントとなり、基準を達成しております。以上で、説明を終わります。ご審議、よろしくお願いいたします。

山本教育長

この件に関して、質疑等はありませんか。よろしいでしょうか。

委員一同

—————【は い】—————

山本教育長

ほかにご意見もないようですので、この件の質疑を終了し、採決に移ります。市教委第31号は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

委員一同

—————【異 議 な し】—————

山本教育長

ご異議なしと認めます。よって、市教委第31号は、原案のとおり決しました。

日程第5 市教委第32号「高知市いじめ防止等対策委員会委員の委嘱について」を議題とします。事務局から説明をお願いします。

人権・こども支援課生徒指導対策監

市教委第32号「高知市いじめ防止等対策委員会委員の委嘱について」を説明させていただきます。

趣旨といたしましては、委員の任期満了に伴い、新たな委員の委嘱をするものでございます。

高知市いじめ防止等対策委員会は、いじめ防止対策推進法第14条及びいじめ問題対策連絡協議会等条例に基づき、高知市教育委員会の附属機関として、平成26年に発足いたしました。いじめ防止等対策委員会では、いじめ防止や改善策の検討を始め、いじめの重大事態に関する問題など、学校だけでは対処が困難であると教育委員会が判断する事案に関する調査、検証、審議等を行うことになっています。委員は、条例に基づき、学識経験その他専門性を有する方を、各機関、団体からご推薦いただき、通常は6名委嘱させていただいております。

資料8ページをご覧ください。今回、新たに委嘱いたしますのは、ここにございます6名の委員でございます。2番の浪越一郎氏が新任、他5名の方は再任でございます。

資料9ページをご覧ください。令和元年8月から現在に至り、現在、委員の数は9名となっておりますが、これは、いじめの重大事態の第三者調査委員として、7番から9番までの委員を別途委嘱しているものでございます。新しい委員の委嘱期間は、高知市いじめ問題対策連絡協議会等条例第14条に基づき、令和2年5月1日～令和4年4月30日といたします。

なお、女性委員は9名中2名で22パーセントとなっております。通常の6名の委員では、前回と変わらず33パーセントとなっております。ご承認をお願いいたします。

山本教育長

この件に関して、質疑等はありませんか。

西森委員

新任委員の方について、ちょっと経歴が変わっているという印象を持ちましたので、その点についての質問でございます。上半分だけでしたら、ありがちという感じがしますが、今、第二の人生を歩まれている方のようにございますけど、推薦母体はどこになりますか。

人権・こども支援課生徒指導対策監

推薦は、高知県警察本部の警務課人事係となっております。

西森委員

退職された職員で、要するにOBの中からお推薦があったということだろうと思ったのですけれども、現職の方であられるとかで、現在所属されている民間企業のお名前を見たことが、私は余り記憶になかったものですから、ちょっとどういう経緯かと思って質問させていただきました。問題ない方かとは存じます。ありがとうございます。

山本教育長

ほか、質疑等はよろしいでしょうか。

委員一同

—————【は い】—————

山本教育長

ほかにご意見もないようですので、この件の質疑を終了し、採決に移ります。市教委第32号は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

委員一同

—————【異 議 な し】—————

山本教育長

ご異議なしと認めます。よって、市教委第32号は、原案のとおり決しました。

日程第6 市教委第33号「高知市教育研究所運営委員会委員の委嘱等について」を議題とします。事務局から説明をお願いします。

教育研究所長

市教委第33号「高知市教育研究所運営委員会委員の委嘱等について」を説明させていただきます。本議案の趣旨は、委員の任期満了に伴うものでございます。

本市では、高知市教育研究所条例第5条に基づき、高知市教育研究所運営委員会を設置いたしました。設置に当たりましては、同条例第5条の2により、教育委員会が12名の委員を委嘱等させていただいております。この度、教育委員会といたしましては、11ページにお示ししている12名の方に委員を推薦していただきました。

新たに委嘱いたします委員につきまして、簡単にご説明いたします。まず、2番の池慶次郎委員は、高知市人権教育研究協議会事務局長として、本市の人権教育を推進していく立場からご意見をいただけるものと考えております。次に、6番の川村晶子委員は、富士通株式会社四国支社エリア戦略推進部に所属しながら、高知大学次世代地域創造センターの客員准教授を務められておいでで、情報教育、特にプログラミング教育に造詣が深く、本市の情報教育研修に関わって以前からご示唆をいただいております。民間企業の視点を含め多くのご意見がいただけるものと考えております。そして8番の杉本園子委員は、市教育委員会人権・こども支援課の心の教育アドバイザーを務められており、心理の専門家としてのお立場から、多くのご意見をいただけるものと考えております。最後に12番、山中由香委員は高知市校長会を代表して、学校現場の管理職の立場からご意見をいただくため、推薦していただいたものでございます。

新しい委員の委嘱期間は、同条例第5条の3に基づき、1年となっております。他の7名の委員は、それぞれの立場から継続的に教育研究所の運営についてご示唆いただきたいと考え、昨年に引き続きの推薦となっております。

女性委員につきましては、前回より1名増加し、6名となっております。以上で説明を終わります。

山本教育長

この件に関して、質疑等はありませんか。

谷委員

川村晶子さんは、高知新聞のコラムか何かに出ている方ですか。

教育研究所長

記事などいろいろな投稿も、教育で、高知新聞の方にいただいている川村晶子さんです。

谷委員

時々読みます。そういう視点があるのかなと思いながら見ています。

森田委員

そういうときは、多分、会社員という肩書ですよね。

谷委員

このような肩書を知りませんでした。

山本教育長

ほか、質疑等はよろしいでしょうか。

委員一同

—————【は い】—————

山本教育長

ほかにご意見もないようですので、この件の質疑を終了し、採決に移ります。市教委第33号は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

委員一同

—————【異 議 な し】—————

山本教育長

ご異議なしと認めます。よって、市教委第33号は、原案のとおり決しました。

日程第7 市教委第34号「高知市教育支援委員会委員の委嘱等について」を議題とします。事務局から説明をお願いします。

教育研究所長

資料12ページをご覧ください。市教委第34号「高知市教育支援委員会委員の委嘱等について」を説明させていただきます。

本議案の趣旨は、任期中の委員から辞退の申出があり、委員の交代をするものでございます。

本市では、特別な教育的支援の必要な児童生徒に対し、適切な教育支援を行うため、高知市教育支援委員会条例に基づき、高知市教育支援委員会を設置しました。設置に当たりまして同条例第3条に基づき、学識経験者、医師、特別支援教育関係の教職員の方々から、15名の委員を委嘱等させていただいております。

この度、13ページ上段にございますように、今春の人事異動や高知市校長会の役員改選等によりまして、大崎委員、沖委員、窪内委員、松田委員、松山委員の5名の委員から辞退の申出がございました。教育委員会といたしましては、5名の委員の後任として、13ページ下段にございます5名の方を推薦していただきました。まず、2番ですが、高知市立保育園を代表して、高知市立石立保育園の岡田知華園長を、次に、3番、肢体不自由特別支援学校から、高知県立高知若草特別支援学校の原由香副校長を、そして、4番、病弱・身体虚弱特別支援学校から、高知県立高知江の口特別支援学校の芝野稔校長を推薦していただきました。また、高知市校長会からは、1番の江ノ口小学校・近藤理恵校長と5番の青柳中学校・川崎剛校長の推薦をいただきました。変更後の委員名簿一覧は、資料の14ページに載せております。

新しい委員の委嘱期間は、同第4条により前任者の残任期間となっております。

なお、変更後の女性委員は、1名増加しまして10名となっております。以上で説明を終わります。

山本教育長

この件に関して、質疑等はありませんか。

西森委員

最初の方で聞き漏らしてしまったと思いますけど、これは保護者枠のようなものは特にないのですか。

教育研究所長

特に保護者枠ということは設けてはございません。

谷委員

保護者枠は大事だと思います。また今後の検討として、入れていくことも検討してみたらいいかもしれないと思います。

教育研究所長

ご意見を伺っておき、また2年後、次回のときに考えてみたいと思います。

森田委員

続けてよろしいですか。少し戻りますが、6ページの方では保護者代表というのがあります。こういう委員のところでは保護者代表がいるが、例えばいじめのところでは、保護者代表というのは特になかった。全部保護者枠なのか、こういうところには絶対保護者枠は入れたいとか、どこかで役員をしていて、親代表というようなことを言ってくれる人がいればいいとか、何かそういったラインのようなものがあってもいいのではないかと思います。まだこれから後にやりますけど、補導センターのところもやはり親枠というのが見られないので、全体的に、今、西森委員がおっしゃった、谷委員もおっしゃったことの共通しての議案と思います。

山本教育長

審議していただく内容とか、そこに応じて希少性というところで、第三者的な形で、今回の議案でしたら吉川先生に入っていていただき、実際にこういうご家庭の方と接している方なので、ご意見というのはいただけているかと思います。是永先生も入っていていただきますので、そういう形で間接的にご意見をいただくことにしているのではないかと思います。

具体的に審議いただく内容というのは、どういう内容になりますか。

教育研究所長

事務局の職員が保護者と就学相談を行います。その就学相談の際に、特別支援学級を希望する、特別支援学校を希望する、通常の学級を希望するというようなところで、障害の状態といいますか、障害名や子供の学校や保育園などの様子について事務局の方が説明をして、そこでこの一定専門性を持っている方々に判断をしていただき、「ふさわしいのはここじゃないですか」「保護者の希望どおりでいいんじゃないですか」など、そのような形で審議をしていくものでございます。

山本教育長

そうなってくると、保護者の方を入れるというのは厳しいかもしれません。保護者の方のご希望というのは、必ずしも教育的な観点から見て、適しているのかどうなのかということなども、場合によっては審議をする形になりますので。特別支援学校を希望されていても、この方については特別支援学校ではなく、学級の方で、普通の学校のところへ行っていただく方がいいのではないかと、というような審議も内容的に行っていますので、ここについては、保護者というのは厳しいかもしれないと思います。

ただ、おっしゃっていただいたように、外部の意見というのは非常に大事だと思いますので、その委員会の設置に応じて、また考えてみたいと思います。

西森委員

皆さんでいろいろ発言を盛り上げていただき、ありがとうございます。やはりその立場になった人でないと、どうしても計り知れないもの、分からないことというのがあっておまして、そういった特別支援を要するお子さんたちを毎日お育てになっている保護者の方の経験なされたこととか、もっとこうしてくれたら良かったのになどということ、こればかりは本当に、私どもには全く想像の及ばないことでありますので、何か必要なのかなと、率直に疑問に思ったというところでございます。ですので、この専門家の集団で大丈夫だと思いますが、もしかして就学相談の在り方などについて、もう少し寄り添ってほしいとか、そんな意見が保護者から出てきたときに、代表で言える人が、もし必要な場面があったら入れていただけたらと思いました。以上です。

山本教育長

ほか、質疑等はよろしいでしょうか。

委員一同

—————【は い】—————

山本教育長

ほかにご意見もないようですので、この件の質疑を終了し、採決に移ります。市教委第34号は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

委員一同

—————【異 議 な し】—————

山本教育長

ご異議なしと認めます。よって、市教委第34号は、原案のとおり決しました。

日程第8 市教委第35号「高知市少年補導センター運営委員会委員の委嘱等について」を議題とします。事務局から説明をお願いします。

少年補導センター長

市教委第35号「高知市少年補導センター運営委員会委員の委嘱等について」を説明させていただきます。

高知市少年補導センター設置条例第5条に基づき、教育、青少年の健全育成に関わる関係機関及び団体等から推薦していただき、委員を委嘱、任命させていただいております。今年度は23名でございます。

今回の委嘱は委員の新規委嘱及び任命に伴うものでございまして、16ページの委員の内訳は、PTA関係2名、校長4名、教育行政1名、警察4名、福祉関係4名、雇用関係2名、補導委員3名、家庭裁判所、少年鑑別所、保護観察所の各1名でございます。充て職となっている機関及び団体での異動、交代があり、7名の方が新任でございますが、いずれも長く少年と関わってこられた経験をお持ちですので、新たな視点からご意見をいただけたと考えます。

今年度の委員を決定する際にも、女性委員を推薦していただける可能性がある関係機関、団体には個別に依頼、交渉し、最大限の努力はいたしました。女性委員は4名で女性比率は17パーセントでございます。今後もできる限りの努力をまいります。

委員の委嘱期間は、高知市少年補導センター設置条例第5条第3項に基づき、委嘱の日、5月21日から3月31日まででございます。以上で説明を終わります。ご審議よろしく願いいたします。

山本教育長

この件に関して、質疑等はありませんか。

谷委員

これは全体で23名というのは、前回もそうでしたか。同じ人数ですか。

少年補導センター所長

条例では24名以内になっていますが、前回も23名です。

谷委員

前回の女性委員も4名でしたか。

少年補導センター所長

4名です。

西森委員

4番の依光加代先生ですが、先ほどの教科書はともかくとして、要するに選択肢と言ってしまうのが悪いのですが、この先生しかいらっしゃらなかった。そして、今回も依光加代先生で、中学校の校長会で充て職の女性といたら、全部この人になるのではないかと。若しくは、もう一人の方と分担されるということで、すごく有能な方でいらっしゃるのだらうなというように拝察といいますか想

像いたしますけれども、もう少し後継者を育てていかないと、「女性校長になったら、もれなくいろんなものがついてきます」と言われたら、ちょっと大変です。学校の運営は、当然されていかななくてはならないわけですので。また、中学校の校長会の方に、どなたにお願いすればいいのか分かりませんが、よろしくお願いします。

森田委員

新聞を読ませていただきました。最近の子供たちは「早く帰りなさい」と言っても反発せずに、「はい、分かりました」と拝読いたしました。実は私も、トラブルを抱えた教員の対応などを仕事でしますが、最近、男性が私に相談することもありまして、それはどうしてかといいますと、要するに、その先生が男性の先生に相談したら、男のくせにと怒られるかもしれないので、男性にはとても言えないと言って、私に相談がきています。私が役に立つのかと思ったりもしますが、女性を入れるということは、相談できるといいますか、耳を傾ける人の多様性という意味でも役割があると思いますので、最大限努力していただきましたけど、よろしくお願いしますと思います。

山本教育長

ほか、質疑等はよろしいでしょうか。

委員一同

—————【は い】—————

山本教育長

いただいたご意見を参考にしながら、次回、いかせるところはいかしていきたいと思っております。

ほかにご意見もないようですので、この件の質疑を終了し、採決に移ります。市教委第35号は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

委員一同

—————【異 議 な し】—————

山本教育長

ご異議なしと認めます。よって、市教委第35号は、原案のとおり決しました。

日程第9 市教委第36号「令和2年5月1日付け事務局等職員の人事異動について」は人事案件のため秘密会になりますので、先に報告事項に進みたいと思いますが、よろしいでしょうか。

委員一同

—————【は い】—————

山本教育長

報告事項となります。「新型コロナウイルス感染症に係る対応について」、事務局からの説明をお願いします。

教育政策課長

別紙の令和2年度新型コロナウイルス感染症対策についてと記載した資料をご覧ください。コロナに係る危機対策本部員会議において、新型インフルエンザ等対策行動計画に基づく学校の臨時休業が決定され、また、4月7日には高知県教育委員会が市内の県立学校の臨時休業を決定したこと、併せて市立学校においても臨時休業の検討要請があったことなどにより、高知市教育委員会においても4月13日から市立学校の臨時休校を決定しました。その後、4月17日に緊急事態宣言が全国に拡大されたことに伴いまして、臨時休業の期間を延長しており、併せて社会教育施設等についても休館するなどの取組を実施中です。

まず、1番、学校等の臨時休業の状況です。(1)の小・中・義務教育・特別支援学校については、当初4月13日から24日まで臨時休業としていましたが、先ほど申しあげました緊急事態宣言が拡大されたことを受け、期間を5月6日まで延長しています。(2)の商業高校については、4月10日から5月6日までとしております。その他、(3)の教育支援センター、(4)の通級指導教室、(5)の日本語教

室、(6)の補導センターが行う自立支援教室についても、小中学校等と同様に5月6日まで臨時休業としています。

次に、児童の居場所対策です。小学校・義務教育学校では、共働き家庭の児童や特に低学年児童など、1人で留守番が難しい場合などに対応するために、児童の居場所を設置しております。居場所では、担当教員の指示のもと自習等を行いながら、午後2時まで過ごし、その後、放課後児童クラブに在籍している児童は、児童クラブで過ごしています。居場所への申込状況ですが、申込者は3,614名となっております。全児童数の約25パーセントに少し足りないくらいとなっています。

次に、市内12か所の児童館及び集会所は、地域の子供の居場所として通常、平日の放課後に開館していますが、休業期間中は、午後1時から開館しています。

次に、社会教育施設等の状況です。臨時休館を実施している施設は、①のオーテピアから、⑯の田中良助旧邸までで、⑰の春野文化ホールピアステージについては、休館中ですが、コロナ対策ではなく、耐震改修による休館となっています。休館の期間については、その下に記載していますとおり、休館の準備ができた施設から順次実施しましたので、開始時期は少しズレがありますが、どの施設も5月6日までとしています。次に、貸し館です。現在、新規の受付を休止している施設は、①から⑩までの10施設で、休止期間は5月6日までとしています。既に予約済の施設利用については、主催者等の判断となりますので、自粛等の声掛け、要請等を行っているところです。

4番は社会体育施設の状況です。休止をしている施設は、①から⑥の6施設です。⑦は学校開放事業で、学校のグラウンドや体育館の体育施設開放の事業ですが、いずれも4月10日から5月6日まで休止しています。以上が、新型コロナウイルスに関する学校等の対応状況でございます。

続いて「夏季休業期間の取扱い」について学校教育課からご説明します。

学校教育課長

「夏季休業期間の取扱い」と記載した資料をご覧ください。ここに先ほどありましたが、7月8月の日程ですが、それ以前に、先ほどの説明の中にありました4月の13日から5月6日までの間で、授業日が14日間できておりません。その14日の補充ということを考える中で、校長会との協議の中、このような方向性を、今、まとめております。

まず、小学校の欄ですが、7月の始め、21日から31日の7日間と、8月の終わりの方、24日から31日の中で、実質の授業日でいうと6日間ということになりますので、ここでトータル13日、先ほどの14日の欠日を、13日補充するという案があります。

中学校につきましては、県体がまだ中止かどうか決まっていない部分がありまして、県体が実施されないことが決まりましたら、小学校と全く同じ期間になります。実施がありましたら、7月の21日、22日が県体期間となりまして、授業をする者と県体に出ている者といますので、授業を進めることができないということから、本来の夏季休業に位置付けます。そのため、その2日間の補充として、8月の20日と21日に授業日を設けるということになります。トータル13日は、一緒にしようという案となりますが、この2案で、今、校長会と協議している最中でございます。以上で説明を終わります。

教育政策課長

それでは引き続き、先ほどの資料の3ページをご覧ください。各課における「令和2年度新型コロナウイルス感染症に関する課題と対応について」を説明させていただきます。

まず、教育政策課に関するもので、工事関係になります。学校の工事は安全の確保や授業への影響から、通常、夏季休業期間を利用して行っていますが、夏季休業時間が短くなるということで、工事の日程調整と工期の確保が課題として挙げられます。考えられる対応としては、大規模改修の朝倉中学校の工事では、教室の天井や壁の改修を主に夏季休業中に実施する予定でしたが、十分な工期が確保できないことから、工事自体の取下げや工事内容の縮小の検討を行っています。また、

トイレの洋式・乾式化では、工期の延長も考えられます。いずれにしても、通常の学校運営中の工事が発生してきますので、学校と調整しながら進めていく必要があります。

次に、学校教育課に関するものとして、(1)の臨時休業による学力保障があり、課題としては、授業時数の不足による児童生徒の学習の遅れが挙げられます。その対応としては、本年度に前年の指導内容を補充するための授業を行うことや、適切に家庭学習を課すなどして、また、新入学や転入学の児童生徒については、必要に応じて前の在籍校と学習状況を共有しながら、現在の学校において補充的な指導を行うこととしています。

次に、教職員及びその家族に陽性者等が確認された場合の服務については、教職員の出勤等への対応が課題として挙げられております。その対応としては、県が特別休暇の取扱いを整理し、臨時的に在宅勤務を導入していますので、本市でも、教職員やその家族に発熱等の症状が見られ、勤務しないことがやむを得ないと認められる場合や、子の世話のため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合には、特別休暇を承認することとしています。また、保健所から濃厚接触者とされた場合や、濃厚接触者の可能性がある場合などにつきましても、在宅勤務を行うこととしています。

次に、教育環境支援課に関するものです。一つ目は給食についてです。現在、学校は休業中ですが希望者には給食を提供しており、その給食の対応の中で、課題としては、各学校での日々の食数管理と、通常とは異なる少ない食数での食材配送が挙げられます。対応としては、日毎に給食を食べる、食べないという選択をすることは、児童が取り分けを行う配膳が難しくなるほか、食数が定まらず、学校での給食費の徴収が困難となることから、休業中の給食の有無については、期間中の全てにおいて、給食を食べるか食べないかの2択として、食数を決定することとしています。また、小規模校では、参加者数によって食材が著しく少なくなるので、調達が難しいことも予想されますことから、食材や献立の変更などを行いながら対応することとしています。

次に、(2)児童生徒、教職員及びその家族に陽性者等が確認された場合の保健衛生の面ですが、想定される課題としては、学校関係者に感染者や濃厚接触者が発生した場合、まず、発生状況や事実確認が必要となり、その後、PTA等への説明会を開催する場合には、保護者への配付文書の作成などの学校支援や、汚染の疑いがある施設・設備の消毒の対応、また、マスクや手指消毒薬等の衛生材料の不足の可能性などが挙げられます。考えられる対応としては、保健所との連携を密に、確実な情報を把握した上で対応につなげていくことや、説明会用の文書のフォーマットを準備しておくこと、感染症に関する消毒方法についての資料を学校に提供するなどの対応をしていくこととしています。

次に、人権・こども支援課に関するものとしては、(1)の指導員等に感染者や濃厚接触者が発生した場合と、(2)アドバイザーや学校カウンセラーに感染者や濃厚接触者が発生した場合があり、ともに想定される課題としては、感染者の状況把握、公表、保護者や関係者への説明等が挙げられます。対応としては、接触者リストの作成、個人情報に配慮した情報の公開、施設の消毒、関係部署への連絡と職員配置等の勤務体制の見直しを考えています。アドバイザーや学校カウンセラーは、児童館の指導員よりは児童生徒との接触は少ないですが、勤務時間の半分以上が学校であるため、同様の対応が必要と考えております。

次に、教育研究所に関するものとしては、教育支援センター等に通所する児童生徒、また、教育研究所教職員及びその家族に陽性者等が確認された場合に、想定される課題としては、児童生徒の状況の把握と通所していることが重大な個人情報になりますので、公表に関しては、特に慎重な対応が必要になります。また、施設の消毒についても、アスファルト全体に及ぶことが想定されるため、青年センターとも協議する必要が生じます。対応といたしましては、教育支援センター等の臨時休業と教育研究所自体の臨時休業も検討が必要になると考えており、職員の健康観察についても行っていきます。

次に、少年補導センターに関するものです。再度の臨時休業になった場合の課題としては、児童生徒に不要不急の外出は控えるように指導しても、それが長期間に及ぶと次第に公園や量販店、ゲームセンター等への外出が増えることが予測され、その対応について検討する必要があるほか、長期間にわたって外出自粛が続くと、ネット依存の児童生徒が今まで以上に増加することが懸念されます。対応としては、日中、不要不急の外出をしている児童生徒には、帰宅を促す声かけを行うほか、学校再開後には、情報モラル教育を充実する取組が必要になると考えています。

次に、高知商業高等学校に関するもので、生徒や教職員その家族に陽性者等が確認された場合の課題としては、感染者情報に関するマスコミや保護者等からの問合せへの対応や、休校期間等が発生するため、授業日数の不足、市商祭や修学旅行など行事の中止を含めた調整が必要となることなどが挙げられます。対応としては、感染症予防ガイドラインに基づく対応や、生徒の学力や進路を保障するため、長期休業期間を短縮するなどして授業日数を確保すること、また、行事等については生徒の安全を最優先に考え、感染防止策を十分実施することが可能か見極めながら、開催若しくは中止を調整することになると考えています。

最後に、その他の課題として、今後、臨時休業が更に延長となった場合への対応を検討しておく必要があると考えております。説明は以上でございます。

山本教育長

このほかに高知市全体の取組として、職員の出勤抑制というのを頑張っておりまして、県知事の方から昼間の外出の自粛要請というのもありましたので、県の方も約半数の職員が在宅勤務とか場合によっては土日などに勤務を振り分けることによって、平日の出勤者数を半分に減らすという取組をしています。高知市は窓口を持っておりますので、県と同様というようにはなかなかいきませんけれども、一応各課に出勤の自粛要請をした上で、各課によってできる対応ということで、年休で休みをいただくような例もありますし、土日に出てきて平日の出勤者数を減らすなど、そういった取組を進めております。あとは、学校の方で言いますと、修学旅行でありますとか運動会、そこについては日程の方を変更せざるを得なくなって、基本的にはほとんどが秋以降に変更をしたというような報告も受けております。

この件に関して、質疑等はありませんか。

西森委員

二つのことに分けて質問させてください。3ページから5ページにかけて、いろんな場面についての場合分けで、ご検討をいただいているというご報告をいただきました。その中で、2の(2)などでは陽性者が確認された場合という話になっており、4の(2)も陽性者で、その後、4ページの4の(1)になると感染者や濃厚接触者となっています。私もこの新型コロナというものに対して、どういうふうにつき合っているのかということを、本当に、今も毎日とまどいと不安ばかりですが、要するに問題が、まず、感染している可能性が私もあるのだと思っています。つまりは、感染してうつしてしまうかもしれない立場にあり、ただ、今のところは感染者というだけでばれていないだけ、PCR検査をして陽性と出たらそれは陽性者となります。でも、発症はしないかもしれないので、私自身はある意味痛い目に遭わないかもしれない。でも、もしかしたらここにいらっしゃる皆さんに私がこれをうつしていたら、その方でしかも感染して、陽性者に判明して、更に発症したら、いろんな意味でいろんなブレーキを被るというような状況だろうと思っています。まず、ここにある陽性者や感染者というのは、感染者すなわち判明しているということで陽性者という捉え方ですか。

山本教育長

そこは文言の統一が取れていないですけど、PCR検査による陽性のものというふうに、ここでは書かせていただいています。

西森委員

濃厚接触者は、素人感覚でこういう言葉かなと思っているものがあって、実際定義もここ2、3日では変えられたようなお話もありますけれども、なぜそんな言葉狩りのようなことをあえて申し上げたかですが、やはり加害者と被害者ではないという、気付いていないだけで加害者である可能性が今日も明日もずっとあります、昨日もあったかと思っていて、本当にこの間、高知でも判明し、犯人捜しのような、すなわち加害者のような、心ない中傷や、下手したら医療最前線で戦っている方の家族がひどい目に遭うとか、学校の先生方だってこんな中、危険と不安を抱えながら登校してこられて、お仕事されていて、それで何かあったときに叩かれるとたまったものではないといえますか、この国の民意の低さと私を含めて思ったりしているわけです。

こういうときの保護者への説明文書、3の(2)であるとか、4の(1)であるとか、いろいろございました。フォーマットを作ってくださいということですけど、やはりどうしてもヒステリックな反応をする方はいると思います。「どこの子ですか、接触しているんですか、これで自分がかかって仕事に行けなくなったら誰のせいだと思っているんですか、教えなさいよ。」というような。私は、それは間違っているのだろうと単純に思うので、そういうヒステリックな反応を起こさないような、誰からうつったのかは分からないものだ、本当にくじ引きみたいといえば、医療者の先生の前で失礼ですけども、発症するかしないかも、どんな人が発症するとかまだよく分からないわけです。そういうような人権的な観点を含めた文章があるといいと思っていて、それはどこか、例えば文科省であったり、どこか当局で、国全体としてそういうものを用意してくださっているのでしょうか。してくださっていなかったら、自治体レベルで何か、そういう心へ打つものを作っていただくしかないわけですが、その辺りいかがでしょうか。

教育環境支援課長

保健衛生の関係の話のところで、現在、いわゆる感染者・濃厚接触者・経過観察者、大きな三つの人が定義をされております。その上で、それぞれの対応すべき方が出た場合に、どうするべきかという話のところは、大きな意味合いで、ここに書いてあるような形の観点としては制御できております。細かい形でどういうふうな対応をするべきかという話のところについては、各学校に事前に対策会議を置いてください、その上でそれぞれそういう情報が入ったときに、こういうふうな形で動いてくださいというような、もうちょっと細かい対応の資料が、文科省を通じて県の方で作成されました。それに併せて、市立学校の方にもそういった対応ができるような形のものを、若干状況が違うところがありますので、照らしたものを作って、各学校へお示ししようとして、今、整理をしているところでございます。そういった形のものを整理して、学校の方へもう少し詳しい形のものを周知していきたいと考えています。

今のところの話としましては、濃厚接触者というのは保健所が認定された方しかありません。職場の方で、濃厚接触者が待っていた、私も同じ同僚なので私も濃厚接触者になると思いますというような話は何名かからありましたけど、よくよく聞くと、保健所から濃厚接触者という形の指定を受けていないということがほとんどでした。そこのところの切り分けは、きちんとしていただくということで、学校でヒアリングシートのようなものを使用し、きちんと聞き取りをしてくださいということを学校にはお願いをしておりますし、もし、そういった話があったときに、それをどういうふうに公表していくかという話のところについては、本人同意、そういった方も踏まえた形での公表というところの聞き取りをしながら、まとめているところでございます。

西森委員

気になっているのは伝わり方というか、受け取る側に問題があると私は思っていますけれども、言葉狩りが本来好きではないのですが、感染者というのは、感染可能性のあるものといえば、極端に言って、今は全国民そうではないかと思えます。みんなすべからず手紙を貰った人たちは、「加害者が発生して、私も被害者になっているかも」ではなく、感染可能性のあるものとしてはみんな

同じですという、その中ではっきりと感染というか、むしろ陽性と分かった人がいるかないかだけの話ではないですかということで、やはり言葉遣いです。当局お示しになっている言葉に、一つそういうニュアンスを盛り込んで、もしかしたら今言われたような丁寧な定義を、くどいようですが書き込むなり何なりして、感染可能性はみんなもあります、そこまで言っていいいかちょっと分かりませんが、その中で判明した人が陽性者です、発症する人もしない人もおります、濃厚接触者はこういう定義ですといったように、きちんと整理して、みんなと知識を共有して、言葉を丁寧に使って、過剰に「私は被害者じゃないですか」という反応を封じていかないと、今、本当に、コロナが怖いのか人間が怖いのかという話になってきているわけです。そういった意味での情報発信をまた、是非、工夫をお願いしたいと思う次第でございます。よろしくお願いいたします。

山本教育長

先ほどの説明の中にもありましたけれども、まず、私たちが正確な知識を持つということが必要だと思しますので、保健所のドクターからも助言をいただきながら、学校に依頼等があったときに、正確に聞き取るということが非常に大事です。実は最初の段階では、ご家族から「濃厚接触者になったので、子供を休ませます」という電話などもありました。よく聞いてみると、最初の方に病院名が出ましたが、その病院へおばあさんが通っているから私は濃厚接触者です、だから子供を休ませますという電話でした。実は濃厚接触者でもなく、ただ勝手にそういう判断をされたという事例がありましたので、聞き取りシートをドクターと相談しながら、きちんと正確に、保健所から言われたのか、自分で判断したのかを、そういうことをきちんと聞き取れるようなシートで、学校側が正確な情報を取れるように今工夫をしています。それを学校へ配って、電話があったときにはそのシートに沿った形で聞き取りをしてくださいということで、正確な情報を把握するというのをしています。あとは、やはり説明会などになれば、当然私たちだけでは知識的にも不足する部分がありますので、保健所の方にもお願いをして、仮に説明会をやるときは一緒に来ていただいて、病気に対する説明というのをきちんとしていただくということも大事だと思っています。そういうことも、準備の方はさせていただいているところです。

補足いただいたように、芸西のほうで例があったときは、なかなか非常に厳しい反応もあったようです。芸西から高知市の会社へ通っている人が、出勤しないでくれと言われたとか、いろんな話もありましたので、やはりそのところは正確な情報を、教育委員会としても仮に当事者になった場合については、伝えていくという努力をしていく必要があると思っております。

西森委員

もう一つの点よろしいですか。次の点です。子供たちが学校に行かなくなったことで、恐らく見えなくなった問題というのがあるのではないかと思います。端的に言って、不登校だった子供たちは、今、どういうふうにして過ごしているのかなと思います。これも、私自身の経験がないので想像するしかないのですが、毎日学校行けの同調圧力からは解放されたのかなと思ったり、逆に、それでも何かしら問題を抱えているのかであったり、そういった当事者のお声は、教育委員会では十分拾っておられるのだらうと思いますけれども。更に言うと家庭内の虐待であったり、それから家庭内暴力、これは親から子へもあるでしょうし、子供から親もあるでしょう、夫から妻、逆もあるのでしょうか、妻から夫も含めて、むしろ増えているということが言われていて、非常に心配されていると認識しています。子供たちが本当にこれで家に帰って、給食も食べられない、虐待の場から逃げることもできない、外に出て西澤先生たちがお話を聞いてくださって、そこで「僕帰れんが」と言ってくれたらいいと思いますけど、言うに言えなかったときにどうなってしまうのだろうかということを、やはり皆さん心配されていると思うのです。一つは、何かあったら外に相談窓口をということだと思えますけれども、この辺りについて何か対応というか、取り組まれていることはございますか。

教育研究所長

不登校の子供たちで、教育支援センターに通ってきている子供の場合ですけれども、学校に応じて休業しておりますが、やはり心配な子供たちのところには、ご家庭へ連絡を取った上で、家庭訪問等をして訪問支援をしています。あとはS S W、スクールソーシャルワーカーも4月から可能な限りで訪問をしています。もちろんそこは、新規というところにはなっていませんけれども、従来から支援に入っている関わりができているご家庭で、心配なご家庭には訪問をして、何かあったら対応していく、支援をしているという状況はあります。あとは教育支援センターでは、相談機関としては対応しておりますけれども、特に先ほど言われたようなところで、目立ったような相談をされているというところはございません。

弘瀬教育次長

全ての学校を確認しているわけではないのですが、一定休養期間が長期化しているということもありますので、学校によっては必要に応じて家庭訪問等々行って、ご家庭や子供の様子を確認したり、居場所で学校に来ている子供たちは、案外学校に来ていることで、担任の先生を含めた教職員と関わりを持つ中で、そういった観察等々もできていると思います。ただ、5月まで休業期間が延びたというようなこともありますので、来週ぐらいに教育委員会の方でも各学校を訪問させていただいて、今の状況等々の聞き取りをさせていただきながら、学校を再開したときに想定される課題等々について、一定対応できるような体制を立てていきたいと思っていますところです。

西森委員

分かりました。

谷委員

今のお話はすごく大事なことで、学校を訪問してというのはとても大事だと思います。そのときに共有することの一つとして、危機対応の体制、学校の体制、それから行政の体制、そういったものをかっちりと、先ほど岩原課長もおっしゃっていましたが、その体制整備というか、そこを共有していこうということが、学校にとっても大事なことだと思います。県外の愛媛とか徳島などは、愛媛も愛南町で発覚したとき、徳島の藍住のときも全部別へ引っ越して、その場所にいらなくなると聞きました。そのような本当に心ない中傷が出てくるといいます。今、高知市内は学校でそういうことは起こっていないですけど、いつ何が起こるか分からないという危機感、そこを共有することが大事かと思います。県から来たものを、高知市として精査する、そういう高知市として行っていくことが大事かと思います。ただ、そういう中であって、教育委員会として、例えば補導センターが巡回したり、布マスクを全部配ったとか、ああいった取組なども頑張っていると思って、市教委のそれぞれの課がそれぞれできることを一生懸命、今やっているということは伝わってきているので、大事なことだと思います。

テレワークとかそういったことはしていますか。在宅というのは市教委もやっていますか。

山本教育長

テレワークまではいきませんが、言えば個人情報を全く持ち帰りできませんので、例えば教科研究であるとか、個人情報を持ち帰らない在宅勤務の場合は行ってほしいということで話をしています。

谷委員

印を押さなければいけない文化があるので、いけないのではないかと思います。

山本教育長

まだ、そこまでのレベルもいっていません。言うならば公務の部分、成績とかそういう分については、全く外からアクセスできませんので、そういうものを持ち帰るといっては今は行っていませんけれども、市長は記者会見の中で、一定そういうことにも対応できるようなシステム整備というのも言及されていたので、そこをどうするかというのは、今後、多分研究が始まるのでは

ないかと思います。ただ、マイナンバーのところが入って、セキュリティがものすごく厳しくなっていますので、役所でも業務用のパソコンとインターネットパソコンを全く分けて、機械を分けて2台あるような形にしていますので、そこをどこまでセキュリティが確保できるかというのは課題だと思いますけれども、今後、またこういうことが起こる可能性はありますので、そこをにらんで対応するというのは大事だと思います。全庁的な形での対応策というのを、今後考えていく必要があるのではないかなと思います。

野並委員

3ページの2の(2)「教職員及びその家族に陽性者が確認された場合の服務」ということで、イの考えられる対応の下の方に、「濃厚接触者等（保健所から「濃厚接触者」と特定された者及び濃厚接触者となる可能性がある者）、及び、感染拡大防止のため在宅勤務を実施することが適当であると認められる教職員については、新型コロナウイルス感染症対策に伴う在宅勤務を導入する。」という文章ですが、ちょっと引っかかっていたのが、先ほど話しました濃厚接触者の定義というのが、あれは何のために定義するかというと、濃厚接触者と定義された人はPCR検査をするためです。だから、濃厚接触者を、ただ在宅勤務にするという文に近い、もちろん結果が出るまでは在宅であるが、その文章がちょっとおかしいかなと思いました。家族に陽性がでて、濃厚接触と規定された方がPCRで検査をして、陽性と検査されたけれども、現在は全員、よそへ移されるわけです。もうちょっとしたら軽い方は家にいてくださいとなりますけど、今のところは、陽性は移されるわけですから、家庭には濃厚接触者と規定されてPCR検査をした人が残る、その結果が次の日に出てくる、それで陽性でしたらその人は在宅にいるではないですか。ただ、陰性だったときに、ではどういうことをするかということでしたら、濃厚接触者が在宅にいるという言葉は少しおかしくなると思います。陰性で、ではその陰性が1回出たからといって、職場に来ていいかどうかということです。例えば、7日とか2週間にもう1回検査をしてとかいうことを書いておかないと、それを言わないとみんな自分が濃厚接触者という話になりますし、そういう濃厚接触が曖昧になるわけで、濃厚接触が規定したらそこからPCRに移すための規定なので、実はかなり厳しいです。PCR検査をしたくないからというか、濃厚接触と認めることは、これまでかなり厳しかったです。誰でもが濃厚接触にならなかったというのが、それはPCR検査の受ける件数の問題で、だから、この文章がもうちょっと、「禁止」とかをお願いします。

山本教育長

夏季休業中の取扱いですけれども、本来であれば議案として出すべきものかと思ったのですが、実は給食調理をこの間実施するとなった場合、今も給食を実施していますが、年間の給食日数というものが175日という形で業者に示していますけれども、この分が増えてきます。そうなってくると費用も発生するというので、ここで意思決定をしたからそうなるということにはならず、財政当局との協議というのが必要になってまいりますので、一旦こういう形でご説明させていただいて、ご承認をいただきたい。あとは財政当局ときちんと協議をした上で、予算的な裏付けができた段階で、保護者の方にも、こういう形で高知市としては対応しますというのを出していきたいと思っていますので、ご了解をいただきたいと思います。

学校教育課長

一つ補足といいますか、先ほど説明の中で、高知市立学校で高知商業高校と高知特別支援学校がございまして、今回、小・中学校ですけど、実際、商業で言いますと、8月の17日から8月31日を授業日とする方向性を持っています。特別支援学校につきましては、子供の特性もありまして、本来の夏季休業どおり、授業日等を設けなくても年間計画の中で十分できるという判断なので、特別支援学校は授業日なしで、平常どおりということに今のところ進めておりますので、よろしくお願いします。

山本教育長

ほか、質疑等はよろしいでしょうか。

委員一同

—————【は い】—————

山本教育長

次の報告事項以降は個人情報に係る内容でございますので、また、先ほど言いましたように、日程第9 市教委第36号につきましても人事案件となりますので、これ以降は秘密会といたします。よろしいでしょうか。

委員一同

—————【異 議 な し】—————

（この案件は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項の規定に基づき秘密会とし、会議録に記載しない。）

山本教育長

秘密会を解きます。

以上で、本日の議事日程は全て終了いたしました。これで教育委員会を閉会いたします。

閉会 午後4時45分

署 名

教育長 _____

2番委員 _____